

副 本

平成 16 年（行ウ）第 68 号 公金支出差止等請求事件  
原 告 村越 啓雄 外 50 名  
被 告 千葉県知事 外 2 名

証 抱 説 明 書 (18)

平成 20 年 9 月 12 日

千葉地方裁判所民事第 3 部合議 4 係 御中

被告千葉県知事外 2 名訴訟代理人

弁護士 伴

義 聖



被告千葉県知事外 2 名指定代理人

鈴木 信

行

川島 雄

子



被告千葉県知事指定代理人

高澤 秀

昭

古谷野 克

巳

青木 高

臣

元吉 博

保

松丸 忠

華

永田 一

海



被告千葉県水道局長指定代理人

海保 芳

久

大類 直

樹

高野 幸

宏



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴鹿 春雄  
柏原 売夫  
篠原 健一  
土屋 直隆

号 証	標 目		作成年月	作成者
乙 3 3 4	証人調書 環境省水・大気環境局水環境 課長 (元国土交通省関東地方整備 局河川部長) 河崎 和明  <水戸地裁平成16年(行ウ) 第20号事件>	写し	H20. 7. 15 期日	水戸地方裁判所
立 証 趣 旨				
(利根川の治水関係の証人調書)				
<p>1 建設省は、昭和22年9月のカスリン台風のときに八斗島地点で実際に流れた流量は、3地点の実測データを基に、1万7000m<sup>3</sup>/秒と推定し、その後昭和23年から24年当時治水調査会で議論され、1万7000m<sup>3</sup>/秒は合理的な推定であるという結論に達し、昭和24年2月の改修改訂計画の計画高水流量としたこと(3~6頁)。</p> <p>2 昭和22、23年頃、関東地方建設局は八斗島地点の流量を1万5000m<sup>3</sup>/秒と推定したことがあるが、係数に誤りがあり、1万7000m<sup>3</sup>/秒としたこと(8・9頁)。</p> <p>3 昭和41年当時の雑誌で、富永正義は、昭和22年9月のカスリン台風時の八斗島地点の流量を1万5000m<sup>3</sup>/秒が妥当と述べたが、少数意見であり、最終的にいろいろな技術者、研究者の議論により1万7000m<sup>3</sup>/秒がオーソライズされた数字となったこと(10頁、55頁)。</p> <p>4 昭和55年の「利根川水系工事実施基本計画」における基本高水ピーク流量を決定するまでに、様々な解析、検討がなされているが、その検討過程で示されたと思われるいち管理事務所の試算値(26、900m<sup>3</sup>/日)については、承知していないこと(12・13頁)。</p> <p>5 昭和55年の「利根川水系工事実施基本計画」では、貯留閾数法等により八斗島地点の基本高水のピーク流量を2万2000m<sup>3</sup>/秒としたこと(14頁)。</p> <p>6 八斗島地点の基本高水のピーク流量2万2000m<sup>3</sup>/秒と1万7000m<sup>3</sup>/秒との差は、昭和50年頃と昭和22年当時の八斗島上流の河道の改修状況や地勢の状況の違いにより生じていること(15頁、42頁)。</p> <p>7 カスリン台風のときに大規模な氾濫があり、大きな洪水被害が生じていること(16~19頁、39・40頁)。</p> <p>8 現在の河川整備状況を前提にしても、カスリン台風と同じような雨が降れば氾濫すること(19~22頁)。</p> <p>9 カスリン台風と同じような雨が降った場合、上流部で氾濫し、八斗島地点でのピーク流量が16.750m<sup>3</sup>/秒となり、下流部では「浸水想定区域図」のような大きな被害が発生すること(23~26頁)。</p> <p>10 貯留閾数法、ハイドログラフについての説明(26~30頁)。</p> <p>11 総合確率法による100年に1回の流量3900m<sup>3</sup>(3日雨量354mm)のうちハッ場ダムは2400m<sup>3</sup>をカットするが、平成13年9月、平成19年</p>				

- 9月には、計画雨量に近い降雨があつてもそれはいわゆるダラダラ雨だったため、計画上の雨量の流出がなかつたこと（33～36頁）。
- 1 2 3 1 の降雨パターンをもとに200年に1回の確率流量を計算すると、八ッ場ダムで $600\text{ m}^3/\text{秒}$ 、既設6ダムと合わせると $1600\text{ m}^3/\text{秒}$ の効果があること（36頁）。
- 1 3 治水は、河道改修と上流ダムの洪水調節施設により、流域全体としての治水安全度を上げていくものであること（37頁）。
- 1 4 事業評価監視委員会の八ッ場ダムの費用対効果は2.9の評価であること（38頁）。
- 1 5 基本高水ピーク流量の基本概念について、的外れな質問がなされていること（41～45頁）。
- 1 6 「基本高水のピーク流量2万 $2000\text{ m}^3/\text{秒}$ は、計画上の流量であること（44頁）。
- 1 7 ハイドログラフの係数（乙157号証の2参考文献⑥を提示）は、昭和33年、34年のみならず、昭和56年、平成10年にも検証され、社会資本整備審議会でも承認されていること（46・47頁）。
- 1 8 八ッ場ダムの集水面積は700平方キロメートルであること（48頁）。
- 1 9 雨の降り方は、時間的な変動、地理的・地域的な降り方も異なるため、下流都県に被害がでないよう、利根川の洪水防御には万全の備えが必要であること（48頁）。
- 2 0 国は、ダムをバランスよく配置して、全体として治水安全度を上げようとしており、八ッ場ダムは吾妻川上流の降雨に対して効果があること（49頁）。
- 2 1 浸水想定区域図は、今の河川改修とダム等を前提として、八斗島基準点において、 $1万6750\text{ m}^3$ の流量が押し寄せた場合、浸水が想定される区域は $1800\text{ km}^2$ で、そこには人口377万人、約137万戸があり、被害額は約34兆円に上ると想定されていること（51頁）。
- 2 2 利根川は、日本最大の流域面積をもち、そこに1200万人が住み、34兆円もの資産があることから、国としては一番治水安全度を上げていくために整備をしなければならない川であること（56頁）。
- 2 3 治水は、上流、下流でいろいろな備えをして、全体的な整備をしていかないと成立しないこと（56頁）。
- 2 4 八ッ場ダムが欠けると、利根川の治水が成立せず、国民に対して安心安全な生活を享受させられないという大変な問題が生じること（56頁）。
- 2 5 堤防の整備（引堤、嵩上げ等）だけでは治水の限界があること（57頁）。
- 2 6 利根川の治水は、上流はダム、中下流部では貯水池、調節地、堤防の整備等という役割分担をしながら、全体として200年に1回の洪水に対応できるようにしていること（58頁）。
- 2 7 地球温暖化が進むことにより、降雨量の年変動が非常に激しくなり、洪水に対する安全度が半減するとされていること。これにより、利根川における200年に1回の洪水対応のための計画も、100年に1回のための計画となってしまうこと（59頁）。
- 2 8 その他利根川の治水上八ッ場ダムの建設が必要である事実。

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 335 の1	河崎和明氏 経歴調査報告書	写し	H20.6.30	弁護士 坂本博之	乙334の証人調査において示された書証 (水戸地裁甲B69号証)
乙 335 の2	八ッ場ダム建設事業について(回答)	写し	H18.9.28	国土交通省関東地方整備局長	同上 (水戸地裁乙157号証の1)
乙 335 の3	原告ら第2準備書面副本	写し	H18.2.3	水戸地裁原告ら訴訟代理人	同上 (水戸地裁原告ら第2準備書面)
乙 335 の4	河川(昭和41年7月号)	写し	S41.7.23	(社)日本河川協会	同上 (水戸地裁甲B21号証)
乙 335 の5	利根川百年史	写し	S62.11.24	建設省関東地方建設局	同上 (水戸地裁甲B7号証)
乙 335 の6	報告書	写し	H20.7.7	新潟大学名誉教授 大熊 孝	同上 (水戸地裁甲B58号証)
乙 335 の7	利根川支川「烏川・神流川・鏑川・碓氷川」(直轄区間)の築堤年の調査結果	写し	H20.6.15	鶴津暉之	同上 (水戸地裁甲B63号証)
乙 335 の8	利根川百年史	写し	S62.11.24	建設省関東地方建設局	同上 (水戸地裁甲B64号証)
乙 335 の9	記者発表資料「利根川水系利根川浸水想定区域図」「利根川水系江戸川浸水想定区域図」の公表について	写し	H17.3.28	国土交通省関東地方整備局	同上 (水戸地裁甲B38号証)
乙 335 の10	行政文書開示決定通知書	写し	H18.1.10	国土交通省関東地方整備局長	同上 (水戸地裁甲B39号証)

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 335 の11	調査嘱託書について(回答)	写し	H20.1.10	国土交通省関東地方整備局河川計画課長	乙334の証人調書において示された書証 (水戸地裁甲B57号証の4)
乙 335 の12	八ッ場ダム建設事業について(回答) 参考文献	写し	H18.9.28	国土交通省関東地方整備局長	同上 (水戸地裁乙157号証の2)
乙 335 の13	新聞記事	写し	H20.6.11	朝日新聞	同上 (水戸地裁甲B59号証)
乙 335 の14	新聞記事	写し	H20.6.11	朝日新聞	同上 (水戸地裁甲B60号証)
乙 335 の15	カスリン台風の研究 利根川水系に於ける災害の実相	写し	S25.5.10	群馬県	同上 (水戸地裁乙208号証)
乙 335 の16	利根川百年史	写し	S62.11.24	建設省関東地方建設局	同上 (水戸地裁乙209号証)
乙 335 の17	時刻流量旬表(利根川水系利根川 上福島観測所地点)	写し	H10.9中旬	建設省	同上 (水戸地裁甲B19号証)
乙 335 の18	下久保ダム管理日報	写し	H10.9.16	水資源公団	同上 (水戸地裁甲B20号証)

(次頁へ)

号 証	標 目		作成年月	作成者
乙 336	証人調書 茨城県竜ヶ崎土木事務所長 (元茨城県土木部河川課長) 早乙女 秀男  <水戸地裁平成16年(行ウ) 第20号事件>	写し	H20.7.15 期日	水戸地方裁判所
立 証 趣 旨				
(利根川の治水関係の証人調書)				
<p>1 昭和55年の利根川水系工事実施基本計画の変更時に茨城県において検討を行っていると推測されること(4頁)。</p> <p>2 平成16年の八ッ場ダムの建設に関する基本計画の第2回変更(費用の増額)について、茨城県庁内で検討されたこと。また、関係都県と合同調査を実施したこと(6頁、24頁)。</p> <p>3 ダムの負担金の負担割合について、茨城県は厳しく内容を確認していること(7~9頁)。</p> <p>4 茨城県が昭和61年に八ッ場ダムに参画したのは、著しい利益があるためであること(8頁)。</p> <p>5 河川法に基づく治水に関する負担金は、裁量で額の変更ができるものではないこと。基本計画に同意した段階で八ッ場ダムへの参画と負担金を支出するという判断があること(12・13頁、22頁)。</p> <p>6 治水は、数々の施設をバランスよく配置して、全体として安全度を担保することであること(14・15頁)。</p> <p>7 八ッ場ダムにより、利根川本川の洪水が1センチでも下がれば大きなメリットであること(15・16頁、21頁)。</p> <p>8 治水に関する負担金にかかる負担割合は、各県が受ける被害相当の財産的価値に応じていること(17頁)。</p> <p>9 茨城県は、利根川と134kmに渡り接しており、利根川の安全度が高いほど、メリットがあること(21頁)。</p> <p>10 134kmに渡り、堤防の引堤、嵩上げ等を行うことは無理であること(21頁)。</p> <p>11 地球温暖化による気候変動を考慮すれば、利根川の安全度が高い方がよいこと(21頁)。</p> <p>12 八ッ場ダムの治水効果があることについては、茨城県庁内で検討された結果確認され、議会にも説明して議決を得ており、茨城県の総意であるといえること(25頁)。</p> <p>13 その他利根川の治水上八ッ場ダムの建設が必要である事実。</p>				

(次頁へ)

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 337 の1	ハッ場ダム計画の変遷	写し	H20.7.14	弁護士 五来則男	乙336号証の証人調 書において示された書証 (水戸地裁甲15号証)
乙 337 の2	河川法改正についての 国会の質疑	写し	S38.6.26	衆議院	同上 (水戸地裁甲B35号証)
乙 337 の3	利根川直轄河川改修費 及び利根川上流部の多 目的ダム建設に要する 費用(洪水調節に係るも のに限る。)についての 関係都県の負担割合に ついて(照会)	写し	S56.1.22	建設大臣	同上 (水戸地裁乙195号証 の1)
乙 337 の4	利根川直轄河川改修費 及び利根川上流部の多 目的ダム建設に要する 費用(洪水調節に係るも のに限る。)についての 茨城県の負担割合につ いて(回答)	写し	S56.2.23	茨城県知 事	同上 (水戸地裁乙195号証 の2)
乙 337 の5	利根川直轄河川改修費 及び利根川上流部の多 目的ダム建設に要する 費用(洪水調節に係るも のに限る。)についての 関係都県の負担割合に ついて(通知)	写し	S56.3.2	建設大臣	同上 (水戸地裁乙33号証)
乙 337 の6	ハッ場ダムの建設に要 する費用の負担につい て(照会)	写し	H15.12.8	国土交通 大臣	同上 (水戸地裁乙196号証 の1)
乙 337 の7	ハッ場ダムの建設に要 する費用の負担につい て(回答)	写し	H16.3.18	茨城県知 事	同上 (水戸地裁乙196号証 の2)
乙 337 の8	ハッ場ダムの建設に要 する費用の負担につい て(通知)	写し	H16.9.28	国土交通 大臣	同上 (水戸地裁乙34号証 の2)
乙 337 の9	利根川水系河川整備基 本方針策定・公表につい て	写し	H18.2.14	茨城県河 川課長	同上 (水戸地裁乙207号証)

号 証	標 目	作成年月	作成者	立証趣旨
乙 338	河川整備基本方針検討小委員会名簿	写し H17.12.19	国土交通省	利根川水系河川整備基本方針策定時の社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会の委員名簿
乙 339	陳述書	原本 H20.9.11	千葉県水道局技術部計画課長 高橋 豊	水道事業においてハッ場ダムは必要な水源であること、その他原告らの質問に対する回答
乙 340	陳述書	原本 H20.9.11	千葉県企業庁工業用水部施設課長 平野誠一	工業用水道事業においてハッ場ダムは必要な水源であること、その他原告らの質問に対する回答
乙 341	陳述書	原本 H20.9.11	千葉県総合企画部水政課水計画室長 松丸忠幸	平成15年1月作成の「千葉県の長期水需給」、平成20年9月に作成公表の「千葉県長期水需給調査結果」等、その他原告らの質問に対する回答
乙 342 の1	千葉県の長期水需給について	写し H15.1.22	千葉県総合企画部水政課	県(水政課)が平成27年度を目標年度とする千葉県の長期水需給見通しを取りまとめ、課題等の抽出とそれへの対応方針を示した事実等
乙 342 の2	千葉県の長期水需給(概要編)	写し		
乙 342 の3	千葉県の長期水需給(本編)	写し		
乙 342 の4	千葉県の長期水需給(資料編)	写し		
乙 343	長期水需給の見通し(回答)	写し H20.5.12	千葉県水道局長	千葉県水道局が長期水需要予測の見直しを行い、県総合企画部水政課に回答した事実
乙 344 の1	千葉県長期水需給調査結果の概要	写し H20.9	千葉県総合企画部水政課	県(水政課)が平成32年度を目標年度とする千葉県の長期水需給見通し

号証	標目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 344 の2	千葉県長期水需給調査 結果	写し	H20.9	同上	について作成公表した事実等
乙 345	千葉県長期水需給調査 結果(平成27年度の推計値)	写し	H20.9	同上	千葉県水需給調査結果における平成27年度の推計値
乙 346 の1	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画 (第5次フルプラン)	写し	H20.7.4	国土交通省	平成20年7月に第5次フルプランが策定された事実
乙 346 の2	「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案)」説明資料 <国土交通省HPより>	写し 印刷	H20.9	同上	第5次フルプランの説明資料において、都市用水における安定供給可能量が示された事実 注7において、江戸川・中川緊急暫定の渇水等緊急時における千葉県等の活用について明記された事実等
乙 347	水道事業の費用対効果分析マニュアル(案) <改訂版>	写し	H14.3	社団法人 日本水道 協会	「水道事業の費用対効果分析マニュアル(案)」が、水道事業者がその事業実施に際し、投資に対する効果を客観的に判断するためのマニュアル
乙 348	水利用規則	写し	H19.5.22	国土交通省 関東地方整備局長	江戸川・中川緊急暫定が新たな水源措置が講ぜられるまでの緊急かつ暫定措置であり、水利使用者は、取水の安定のために必要な水源措置を講じなければならないと規定されている事実等